

特別養護老人ホーム高美園重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 3473600231)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」「要介護4」又は「要介護5」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	2
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	9
7. 残置物引取人（契約書第20条参照）.....	11
8. 苦情の受付について（契約書第21条参照）.....	12
9. 緊急時の対応について.....	13
10. 非常災害の対策について.....	13
11. 利用者等の意見の反映及び第三者による評価の実施状況.....	11

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 高宮美土里福祉会
- (2) 法人所在地 広島県安芸高田市高宮町原田10380番地1
- (3) 電話番号 0826-57-1586
- (4) 代表者氏名 理事長 増元正信
- (5) 設立年月 平成3年3月30日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 事業所番号 3473600231
- (2) 施設の目的 原則、要介護3以上の認定を受けた方で、心身の障害等のため常時介護必要とし、居宅において介護を受けることが困難な方の介護を行う
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム高美園
- (4) 施設の所在地 広島県安芸高田市高宮町原田10380番地1
- (5) 電話番号 0826-57-1586
- (6) 施設長(管理者)氏名 岩崎 猛
- (7) 当施設の運営方針 入園者の方がやすらぎの生活ができるよう、心身の介護、健康管理を行い、地域福祉の拠点施設としての役割を果たす。
- (8) 開設年月 平成3年4月1日
- (9) 入所定員 84人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	14室	
2人部屋	1室	
4人部屋	17室	
合計	32室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	
浴室	3室	機械浴・特殊浴槽・個浴
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担

いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	勤務区分
1. 管理者	1名	常勤
2. 介護職員	30名以上	常勤換算
3. 生活相談員	2名以上	常勤
4. 看護職員	3名以上	常勤換算
5. 機能訓練指導員(*1)	1名以上	兼務
6. 介護支援専門員(*2)	1名	兼務
7. 医師	1名	非常勤
8. 栄養士又は管理栄養士	1名	常勤

*1 機能訓練指導員は看護師が兼務しています。

*2 介護支援専門員は栄養士が兼務しています。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火曜日 13:00～14:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 6:30～ 8:30 4名 日中： 8:30～19:30 11名 夜間： 19:30～翌朝6:30 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30 2名
4. 機能訓練指導員	毎週月～金曜日 8:30～17:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）*

以下のサービスについては、食事の費用を除き、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合を除いた額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。なお、酒類は提供しません。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ご契約者様の病状等に応じて、医師より発行された食事箋に基づき献立を作成し、管理栄養士の管理のもとで療養食を提供いたします。

(食事時間) 朝食：7:30～8:00 昼食：12:00～12:30 夕食：17:00～18:30

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥看取り介護の実施

- ・看取り介護は、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したとき、ご契約者又はご家族に対して説明し同意を得た場合に、看取り介護に関する指針に基づき提供します。本書とは別に、「特別養護老人ホーム高美園看取

り介護に関する指針」により看取り介護について説明いたします。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ご契約者個人の状態に合わせた生活のリズムが送れるよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑧栄養ケア・マネジメントの実施

- ・ご契約者の栄養状態の維持及び改善を図るため、他職種が協働してご契約者様の状態に配慮した栄養ケア計画を作成します。

⑨口腔衛生の管理

- ・ご契約者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うため、歯科医師等から技術的助言や指導を受け、ご契約者の口腔の健康の保持を図り自立した日常生活を営むことができるよう口腔管理体制を整備します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金と滞在費、食費の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

■ 施設サービス費等 (保険対象)

	介護区分	利用料(単位:円)			備 考
		一割負担	二割負担	三割負担	
介護福祉施設サービス費	要介護1	589	1,178	1,767	日額
	要介護2	659	1,318	1,977	
	要介護3	732	1,464	2,196	
	要介護4	802	1,604	2,406	
	要介護5	871	1,742	2,613	
看護体制加算Ⅰ口	共通	4	8	12	
夜勤職員配置加算Ⅲ口	共通	16	32	48	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	共通	18	36	54	
若年性認知症入所者受入加算	共通	120	240	360	40歳以上65歳未満(日額)
科学的介護推進体制加算Ⅰ	共通	40	80	120	月額
療養食加算	共通	6	12	18	加算の対象となる療養食を提供した場合の一食あたり

安全対策体制加算	共通	20	40	60	入所した日の一日のみ算定	
初期加算	共通	30	60	90	入所日又は1月を超える入院後の退院日から30日間(日額)	
外泊時費用	共通	246	492	738	外泊・入院した場合、1月に6日を限度(日額)	
看取り介護加算(Ⅰ)	共通	72	144	216	死亡日以前31日以上45日以下	死亡した月に全額を加算(日額)
		144	288	432	死亡日以前4日以上30日以下	
		680	1,360	2,040	死亡日の前日及び前々日	
		1,280	2,560	3,840	死亡日	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	共通	ご契約者様ごとに対象となる上記金額の合計額に14.0%を乗じた金額				

■ 食費・居住費

	区 分	日 額		
		食 費	居 住 費	
			多 床 室	従来型個室
介護保険負担 限度額認定対 象者	利用者負担 第1段階	300円	0円	380円
	利用者負担 第2段階	390円	430円	480円
	利用者負担 第3段階①	650円	430円	880円
	利用者負担 第3段階②	1,360円	430円	880円
利用者負担額実費		1,445円	915円	1,231円

※世帯全員が市町村民税非課税者の方や生活保護を受けておられる方のうち、各市町に申請し該当となられた方は、食費・居住費の負担が軽減されます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) (1) 以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事

- ご契約者のご希望に基づいて提供した特別な食事（利用料金は、食事の提供に要した費用の実費）
- 施設内での飲酒及び酒類の持ち込みはできません。

②理髪・美容

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。
利用料金：1回あたり2,000円（理容師へ直接お支払いいただきます。）

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- 保管管理者：施設長
- 出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。
 - ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。
- 利用料金：1か月当たり 無料

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：広島北部農協、郵便局
イ. 下記指定口座への振り込み 広島北部農協 高宮支所 普通預金 0675165
ウ. 窓口での現金支払

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力病院、協力歯科医療機関

病院等の名称	J A 吉田総合病院	みどりファミリー歯科
所在地	安芸高田市吉田町吉田 3666	安芸高田市美土里町本郷 1781-10
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・精神神経科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・脳神経外科・婦人科	歯科

②配置医師

医師の氏名 (所属医療機関) 及び診療科	中田裕子 (医療法人佐々部診療所) 内科
所在地	安芸高田市高宮町佐々部 983-17

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第 13 条参照）

- ① 平成 27 年 3 月 31 日以前に入所されたご契約者については、要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 平成 27 年 4 月 1 日以降に入所されたご契約者については、要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立、要支援、要介護 1 又は要介護 2 と判定された場合（保険者により継続入所が必要と認められた場合を除く）
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間

を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

*** 契約者が病院等に入院された場合の対応について * (契約書第 18 条参照)**

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日 (連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊) 以内の短期入院の場合は、退院後再び当施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び当施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に当施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、所定の利用料金をご負担いただきます。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部と居住費をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第 17 条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第 20 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第 20 条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。その引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。また、契約書第 20 条第 5 項に定める費用は 1 キログラムあたり 28 円とし、1 キログラムに満たない端数は切り捨てて計算します。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

社会福祉法 82 条の規定により、当法人の提供するサービスについてのご契約者からの苦情に適切に対応するため、以下のような体制を整備しています。

（1）苦情受付窓口の設置

連絡先	電話 0826-57-1586 FAX 0826-57-0267		
担当者	苦情解決責任者	岩崎 猛	施設長
	苦情受付担当者	今井啓次	第一施設部長
受付時間	8:30～17:30	左記以外の時間においても事業所担当者において受付します。	

苦情を受け付けた場合、苦情内容を正確に苦情処理受付簿に記入します。

（2）苦情解決の方法

①苦情原因の把握

ご契約者から受付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得ます。必要に応じて、第三者委員へ報告します。

第三者委員

氏名	社会的立場（公職）	連絡先
北 森 智 視	安芸高田市福祉保健部保険医療課長	安芸高田市福祉保健部保険医療課 0826-42-5618
加古山 紀美恵	安芸高田市民生委員児童委員	0826-57-1216
佐々木 良 三	安芸高田市民生委員児童委員	0826-54-0752

②検討会の開催

苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行います。

③改善の実施

苦情申出人に対し、対応策を説明して同意を得るように努めます。改善を速やかに実施して、改善状況を確認します。

④解決困難な場合

保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行います。また、解決できない場合には、国民健康保険団体連合会への連絡も検討します。

⑤広島県社会福祉協議会、広島県国民健康保険団体連合会、市町村の紹介

本事業所で解決できない苦情は社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会、市町村などに申し立てることができます。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

安芸高田市福祉保健部保険医療課	所在地：安芸高田市吉田町吉田791 電話番号：(0826) - 42 - 5618 FAX：(0826) - 42 - 2130 受付時間：8:30～17:15
広島県社会福祉協議会 広島県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地：広島市南区比治山本町12-2 電話番号：082-254-3419 FAX：082-569-6161 受付時間：8:30～17:00 (土・日・祝日は除く)
広島県国民健康保険団体 連合会 介護保険課 介 護第二係	所在地：広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号：082-554-0783 FAX：082-511-9126 受付時間：8:30～17:15 (土・日・祝日は除く)

9. 緊急時の対応について

サービス提供時にご契約者の病状が急変した場合や事故が発生した場合、その他必要な場合は、協力医療機関と連携を取りながら適切な対応を行うとともに、ご契約者のご家族に連絡・報告等を行います。また、必要に応じて関係機関に対して報告等を行います。

10. 非常災害の対策について

非常時の対応	別途に定める非常災害対策計画及び消防計画書に添って対応を行います。
避難訓練	別途に定める消防計画書に添って 年4回 夜間及び昼間を想定した避難訓練を行っています。ご利用者の方も参加して実施しています。
防災設備	スプリンクラー・自動火災報知機・誘導灯・ガス漏れ報知機・防火扉・シャッター・屋内消火栓・消火器・非常通報装置・非常用電源あり。カーテン等は、防災のものを使用しています。
消防計画等	安芸高田市消防本部へ届け出ています。

11. 利用者等の意見の反映及び第三者による評価の実施状況

アンケート調査の実施	あり
広島県その他の第三者評価の実施	なし

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム高美園

説明者職名 氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

利用者ご家族住所

氏 名

※この重要事項説明書は、関係法令に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

(令和7年4月改正)

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平屋建

(2) 建物の延べ床面積 3,947.22㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

事業所名	事業所番号	定員等
高美園短期入所生活介護事業所	3473600249	16名
高美園通所介護事業所	3473600223	40名
高美園訪問介護事業所	3473600207	
高美園居宅介護支援事業	3473600041	
養護老人ホーム高美園	3473600579	30名

(4) 施設の周辺環境

日当たり良好、交通の便 中国自動車道高田インターチェンジ東側300m、
中国自動車道高速バス 美土里バス停より徒歩20分

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…………ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

常勤換算で30名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…………ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2名以上の生活指導員を配置しています。

看護職員…………主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

常勤換算で3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…………ご契約者の機能訓練を担当します。

1名以上の機能訓練指導員を配置し、看護職員が兼務をしています。

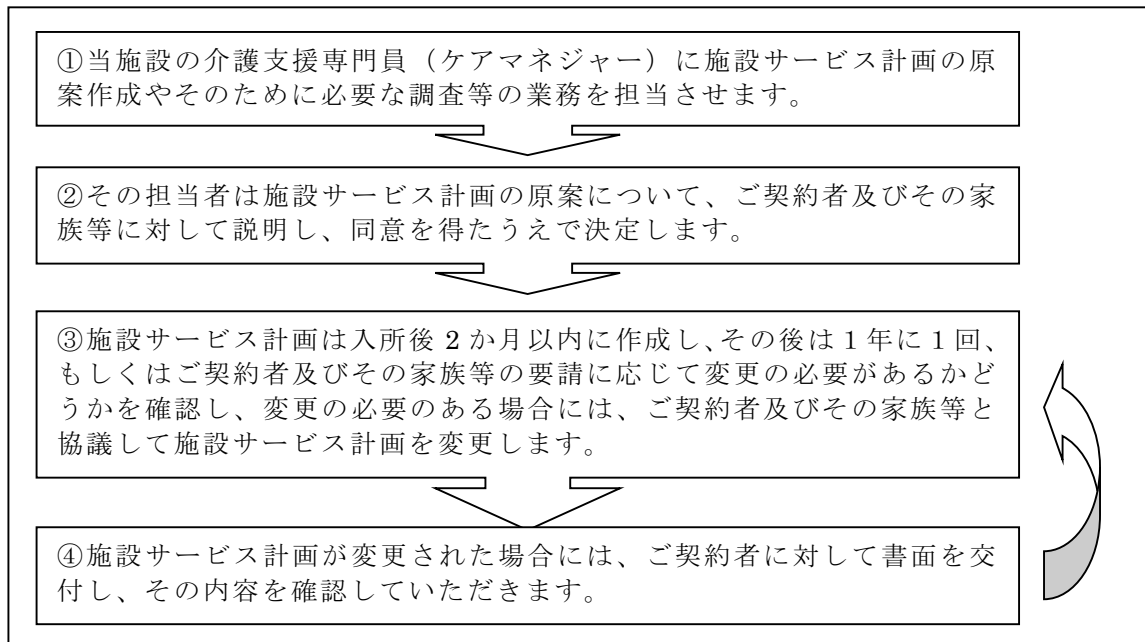
医師…………ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

非常勤で1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、他の利用者の快適性、安全性を害するものは原則として持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間 8：30～18：00

※ 来訪者は、必ずその都度面会票に記入し、職員に届け出てください。

※ 来訪される場合の飲食物の持ち込みは、必ず職員に届け出てください。

※ 感染症の流行状況等により、面会制限もしくは面会停止を行う場合があります。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

なお、外泊期間中は、所定の外泊時費用等（介護保険から給付される費用の一部）と居住費をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。1日のうち、1食でも食事の提供があった場合は、5に定める食費の日額をご負担いただきます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心

身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。